

# 「インターKX法人税」平成21年度追加改正対応版 概要(Ver.H21.2)

「インターKX法人税 Ver.H21.2」での対応内容をご案内します。

## 1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.H21.1  
上記のバージョンからデータ移行が可能です。

### 概要のバージョンの表記について

「Ver.H21.2」のように小数点以下 2 桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の[ヘルプ]-[バージョン情報]で確認できます。

### 減価償却システムとの連動について

減価償却システム Ver.8.1 以降と連動が可能です。

### 電子申告対応プログラム（電子申告ダウンロードバックをご購入の方へ）

法人税システム（Ver.H21.2）に対応した電子申告対応版（Ver.H21.2.e3）のダウンロード公開は、10月19日（月）13：00～を予定しています。

## 2. 税制改正の概要（特別償却）

システムに関係する特別償却の改正の内容は、次のとおりです。

### 1. エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却制度の導入（特別償却の付表(一)）

- ・エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等は、その事業の用に供した事業年度において、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却（即時償却）ができることとされました。
- ・この改正に伴い、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。

### 2. 中小企業等基盤強化税制の適用期限の延長税制（特別償却の付表(三)）

中小企業等基盤強化税制の適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。

### 3. 公害防止用設備の特別償却率の見直し、適用期限の延長（特別償却の付表(六)）

- ・指定物質回収設備に係る適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。
- ・揮発性有機化合物排出抑制設備に係る適用期限が平成22年3月31日まで1年延長されました。

### 4. 船舶の特別償却率の見直し、適用期限の延長など（特別償却の付表(六)）

- ・特別償却率について次の見直しが行われました。  
環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶（16→18%に引き上げ）  
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を受ける法人が取得等をする日本船舶以外の外航船舶（18→16%に引き下げ）
- ・対象となる船舶について、財務大臣が指定するものから国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとされました。
- ・適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。

### 5. 医療用機器等の特別償却制度の適用対象設備の見直し、適用期限の延長など（特別償却の付表(十八)）

- ・青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に、新型インフルエンザに対応するため簡易陰圧装置の取得等をした場合、その取得価額の20%相当額の特別償却ができる措置が追加されました。
- ・一般の医療用機器に係る措置について、対象となる機器が高度な医療の提供に資するものなど一定の医療機器に限定されました。
- ・医療安全の確保に資する医療用機器に係る措置の対象が、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものとされました。ただし、具体的な機器等については変更はありません。
- ・建替え病院用等建物に係る措置の対象となる病院用等建物の要件である医療の提供体制の整備に資するための基準が見直されました。
- ・適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。

### 3. 税制改正の概要 (Ver.H21.2対応分)

Ver.H21.2 に関する改正内容の概要は次のとおりです。

#### 1. 外国子会社配当益金不算入制度の導入 (別表八(二))

間接外国税額控除制度は、所要の経過措置等を講じた上、廃止することとし、内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととする制度が導入されました。

適用時期：内国法人の平成21年4月1日以後に開始する事業年度において受ける外国子会社からの配当等について適用

### 4. システムの変更内容

#### 1. 追加帳表

次の帳票を新規に追加しました。

別 表	別表名称
別表六(二十四)	法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書
別表八(二)	外国子会社から受ける配当等の益金不算入に関する明細書

平成 21 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用される、次の別表に対応しました。

別表六(六)	別表六(六)付表	別表六(七)	別表六(八)	別表六(十)
別表六(十一)	別表六(十四)	別表六(二十一)	別表六(二十五)...六(二十四)から変更	

#### 2. 別表等帳表の変更

改正、別表追加に伴い転記計算の変更及び、実際に配付された用紙にあわせてフォーム修正をしました。特別償却の付表は、平成 21 年 4 月 1 日以後終了事業年度分の新様式に対応しました。

別表一(一)	別表一(二)	別表一(三)	別表三(一)	別表四
旧別表六(六)	旧別表六(七)	旧別表六(八)	旧別表六(十)	旧別表六(十一)
旧別表六(十四)	別表六(十五)	旧別表六(二十一)	旧別表六(二十四)	別表十一(三)
特別償却の付表(一)	特別償却の付表(三)	特別償却の付表(六)	特別償却の付表(十八)... (十七)から変更	
第六号様式	第六号様式別表五	第六号様式別表五の二の三		

納付書連続用紙への印刷 (道府県民税・事業税・地方法人特別税納付書)  
...新様式に対応しました。(新旧様式の切替えは開始事業年度で判定)

#### 3. 別表一

下部欄外を上下 2 段分けて印刷できるよう、入力欄を変更しました。

#### 4. 税務代理権限証書

「税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面」および「税理士法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面」の 4 ページ目「\*追加記載する事項」の入力、および出力に対応しました。

### 5. 機能アップ等対応内容

#### 1. 減価償却システムとの連動機能の強化

減価償却システムとの連動で連動する別表十六を個別に選択できるよう対応しました。

減価償却システムから連動する別表十六を選択することができます。別表十六(二)は減価償却から連動し、その他の別表十六は、法人税システム側で入力する等、自由に作成することができます。

#### 2. 納付書の「相殺する」の計算の見直し

「道府県民税・事業税・地方法人特別税納付書」「市町村民税納付書」の出力において、法人基本情報の「還付請求 中間納付額 納付税額と相殺」が「相殺する/しない」で計算方法を切り替えるようにし、計算方法を見直しました。(納付書基本情報の「申告区分」の設定が「予定」「見込」以外の場合)